

令和3年度第2回八戸市総合農政審議会議事録

日 時 令和3年11月2日（火）15:00～17:00
場 所 八戸市庁本館3階 第4委員会室
出席委員 12名 赤澤榮治委員、加来聡伸委員、籠田悦子副会長、寺沢寿一委員、藤館和宏委員、牧野仁委員、松倉睦子委員、松橋剛志委員、三浦政志委員、水越善一委員、山内正孝委員、山道典子委員
八戸市 上村農林水産部長、松橋農林水産部次長兼農政課長、金田農林畜産課長、野沢中央卸売市場長
事務局 久保所長、中山GL、和島GL、柴田技師

●司会

それでは、皆様お揃いになりましたので始めさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、八戸市農業経営振興センターの柴田と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、ご報告させていただきます。会長ですが、本日、北海道から来る予定でしたが、北海道新幹線が大雨の影響により運行停止となっており、急遽欠席となります。

席図は、お手元に配付させていただいておりますが、先程申し上げた通り会長が欠席のため訂正をお願いします。

本日は14名中12名が出席しておりますので、八戸市総合農政審議会規則第5条第2項の規定により、会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは最初に、会長に代わって、副会長からご挨拶をお願いいたします。

●副会長

今日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

今事務局のほうからお話がありましており、会長は欠席となりましたので、私が代わりにを務めて進行をしていきたいと思ひます。どうぞ皆様、ご協力をよろしくお願ひいたします。

●司会

ありがとうございました。

それでは、本会議の議長は、規則第5条の規定により会長になりますが、本日欠席のため、規則第4条第4項の規定により副会長をお願いします。

●副会長

それでは、さっそく始めさせていただきます。第12次八戸市農業計画（案）についての、（1）地区協議会の開催状況について、及び、（2）地区計画案についての説明を、事務局からお願ひいたします。

●事務局

和島でございます。よろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。

3 第12次八戸市農業計画(案)についてのうち、(1)地区協議会の開催状況について、(2)地区計画案について、は関連がありますので、一括してご説明いたします。資料は、1-1から1-3までとなります。

まず始めに、資料1-1をご覧ください。こちらは、地区協議会の開催状況となっております。当初、8月下旬から9月上旬にかけて開催予定でありましたが、青森県において、新型コロナウイルス感染症の急激な増加状況を踏まえ、行事開催制限や移動自粛要請など、感染拡大防止対策の強化が発表されたことを受けて、開催を延期することとし、改めて、資料に記載のとおり10月14日から10月19日の期間で開催したもので、稲刈り時期等と重なったため、来られなくなった方もいらっしゃいました。参集者は、農業委員会、八戸農協専門部、生産団体、土地改良区でございまして、出席者の状況は表の右側の欄に記載しております。全体としては、参集対象79名のうち、ほぼ半数にご出席をいただいたところでございます。欠席された皆様に対しましては、会議でまとめた内容と会議資料をお送りし、ご意見等の確認を行ってございます。

続いて、資料1-2をご覧ください。こちらが、各地区のご意見等を反映した上で作成した地区計画案となっております。各地区の地区計画案となっております、市川地区から始まり、11地区それぞれについて44ページにわたり記載しております。ページの構成としましては、市川地区を例にしますと、まず、1ページに、(1)関係集落名と、右側に位置図を記載しております。次に、(2)農業構造として、農林業センサス等から算出した地区の基礎データとなりますが、①農家、②耕地面積、2ページに移りまして、③農業経営体の(a)経営耕地面積規模別経営体数の推移、(b)農業経営組織別経営体数の推移、(c)農産物販売金額規模別経営体数の推移、3ページに移りまして、(d)農産物販売金額1位の出荷先別経営体数の推移、(e)借入耕地のある経営体数と借入耕地面積の推移、(f)貸付耕地のある経営体数と貸付耕地面積の推移、を記載しております。4ページに移りますと、(3)立地条件及び農業生産の特色、(4)主に生産されている農産物、(5)振興方向、(6)振興する農産物を記載しております。地区協議会におきましては、特に、この(3)から(6)の部分について、出席者からのご意見等をいただいたところでございます。

それでは、1ページの市川地区からご説明いたします。(1)関係集落は記載のとおりでございます。(2)農業構造の①農家数でございますが、令和2年の全体数は238戸となり、10年前の平成22年からの減少数は158戸で、約40%の減となっております。②耕地面積でございますが、田の割合が多い地区となりますが、令和2年の全体の面積は658haとなり、10年前の平成22年からの減少面積は86haで、約12%の減となっております。

2ページをご覧ください。③農業経営体でございますが、次ページにわたり、各項目の数値を記載してございますが、特に、(a)の経営耕地面積規模別の経営体数の推移、(c)の農産物販売金額規模別の経営体数の推移をご覧くださいと、全体的に減少傾向にあります。割合で言いますと、大きい規模の割合が増え、小さい規模の割合が減少している傾向にあることが言えるかと存じます。なお、この傾向は、市川地区のみならず、他の地区にも共通しております。

4ページをご覧ください。地区協議会でのご意見等に基づき、(3)立地条件及び農業生産

の特色から、(6) 振興する農産物までを記載しております。ここで、A4横版の資料の1-3をご覧くださいと存じます。資料1-3は、第11次計画時と、第12次計画の案を比較したものでございまして、左側が第11次計画の内容、右側が第12次計画の案となります。こちらを使ってご説明申し上げたいと存じます。1ページ、表の上段が市川地区でございませぬ。右側の第12次計画の案を読み上げさせていただきます。

○立地条件及び農業生産の特色

市の北部に位置し、奥入瀬川及び五戸川流域に水田地帯が開けています。田が耕地面積の8割を占めており、夏期は太平洋から吹き付けるやませ（偏東風）の影響を受けやすい地域です。

水田転作によるいちご栽培や大豆栽培が行われています。

○主に生産されている農産物

水稲、小麦、大豆、いちご

○振興方向

水稲については、国の制度等を利用しながら、基盤整備を進め、基幹作物として生産を継続するとともに、転作田を有効活用した施設いちご、並びに、集団的に生産されている小麦や大豆を中心とする複合経営の確立を促進します。

また、小麦や大豆生産のさらなる集団化を促進するため、農地の流動化を図ります。

○振興する農産物

水稲、小麦、大豆、いちご

となっております。

市川地区では、大豆転作やいちご振興の課題等、様々なご意見がありました。記載内容としては変更なしとなっております。ここで、文中の基盤整備について補足説明いたします。集落を単位として、農地の大区画化や排水改善の事業を行うものが基盤整備となりますが、特に農地中間管理機構を通じて農地の区画整理・集約を図る事業は、農家負担をゼロとなっておりますので、こういった事業を使いながら、基盤整備を進めていくというものでございます。なお、基盤整備については、この後の説明で出てきます他の地区においても、地区協議会において、基盤整備の説明会を進めている段階、或いは将来展望として進めていきたいという発言があり、それらの地区においても、基盤整備に関する文言が追加されております。

続いて、下長地区についてご説明いたします。再度、資料1-2に戻りまして、5ページをご覧くださいと存じます。下長地区について、(1) 関係集落は記載のとおりでございます。(2) 農業構造の①農家数でございますが、令和2年の全体数は210戸となり、10年前の平成22年からの減少数は95戸で、約31%の減となっております。②耕地面積でございますが、田の割合が多い地区となりますが、令和2年の全体の面積は390haとなり、10年前の平成22年からの減少面積は51haで、約12%の減となっております。

6ページ～7ページに記載の、各項目の数値につきましては、各地区共通の傾向となっておりますので、数値の説明は省略をさせていただきます。次に、8ページをご覧ください。地区協議会でのご意見等に基づき、(3) 立地条件及び農業生産の特色から、(6) 振興する

農産物までを記載しております。こちら、資料の1-3をもってご説明申し上げたいと存じます。資料1-3をご覧ください。1ページ、表の下段が下長地区でございます。右側の第12次計画の案を読み上げさせていただきます。

○立地条件及び農業生産の特色

市の北東部に位置し、馬淵川の北側に開けた水田地帯であり、耕地面積の8割が田となっています。市街地に隣接し、混住化が進んでいます。

主要作物は水稲の他、トマト等の施設野菜、ねぎ等の露地野菜となっています。

○主に生産されている農産物

水稲、トマト、ねぎ

○振興方向

都市的土地利用との調整を長期的かつ計画的に図り、水稲栽培を基幹としながら、施設トマト栽培と露地ねぎ栽培を促進します。水稲については、国の制度等を利用しながら、基盤整備を進め、農地の集約化を図ります。

また、都市化の進んでいる集落については、施設栽培による多品目生産を促進し、市民へ「新鮮」で「安全」な食料の安定供給を図ります。

○振興する農産物

水稲、トマト、ねぎ

となっております。

変更箇所は下線部の部分となります。下長地区では、農家の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加に対するご意見等、様々なご意見がありましたが、記載内容の変更箇所としては、市川地区でご説明しましたとおりでございますが、基盤整備に関する文言を追加することとしております。

続いて、上長地区についてご説明いたします。再度、資料1-2に戻りまして、9ページをご覧ください。上長地区について、(1) 関係集落は記載のとおりでございます。(2) 農業構造の①農家数でございますが、令和2年の全体数は226戸となり、10年前の平成22年からの減少数は162戸で、約42%の減となっております。②耕地面積でございますが、田の割合が多い地区となりますが、令和2年の全体の面積は499haとなり、10年前の平成22年からの減少面積は62haで、約11%の減となっております。

10ページ~11ページに記載の、各項目の数値につきましては、同じく省略をさせていただきます。次に、12ページをご覧ください。地区協議会でのご意見等に基づき、(3) 立地条件及び農業生産の特色から、(6) 振興する農産物までを記載しております。こちら、資料の1-3をもってご説明申し上げたいと存じます。資料1-3をご覧ください。2ページ、表の上段が上長地区でございます。右側の第12次計画の案を読み上げさせていただきます。

○立地条件及び農業生産の特色

市の西部に位置し、馬淵川の北側に開けた水田地帯であり、耕地面積の6割が田です。丘陵地では農地が造成されており、露地野菜栽培が行われています。

東北新幹線や東北縦貫自動車道の北方延伸、区画整理事業等により、都市的土地利用が漸次増加しています。

○主に生産されている農産物

水稲、ごぼう、ながいも、にんにく、ピーマン

○振興方向

水稲については、基幹作物として、国の制度等を利用しながら、基盤整備を進め、主食用及び飼料用の生産を継続するとともに、ごぼう、ながいも、にんにく等の露地野菜生産を促進します。

また、高齢化等に伴う労働体制の変化に対応し、重量野菜から軽量野菜のピーマンへの移行を促進します。

○振興する農産物

水稲、ごぼう、ながいも、にんにく、ピーマン

となっております。

上長地区では、米やピーマンの品種改良や機械等購入に係る国の補助制度への要望等、様々なご意見がありましたが、記載内容の変更箇所としては、市川地区でご説明しましたとおりでございますが、基盤整備に関する文言を追加することとしております。

続いて、豊崎地区についてご説明いたします。再度、資料1-2に戻りまして、13ページをご覧くださいと存じます。豊崎地区について、(1) 関係集落は記載のとおりでございます。(2) 農業構造の①農家数でございますが、令和2年の全体数は156戸となり、10年前の平成22年からの減少数は73戸で、約32%の減となっております。②耕地面積でございますが、田畑の割合がほぼ同じの地区となりますが、令和2年の全体の面積は299haとなり、10年前の平成22年からの減少面積は38haで、約11%の減となっております。

14ページ~15ページに記載の、各項目の数値につきましては、同じく省略をさせていただきます。次に、16ページをご覧ください。地区協議会でのご意見等に基づき、(3) 立地条件及び農業生産の特色から、(6) 振興する農産物までを記載しております。こちらも、資料の1-3をもってご説明申し上げたいと存じます。資料1-3をご覧ください。2ページ、表の下段が豊崎地区でございます。右側の第12次計画の案を読み上げさせていただきます。

○立地条件及び農業生産の特色

市の西部に位置し、浅水川に沿って水田が開けており、耕地面積の割合は田5割、畑5割となっております。ピーマン、ごぼう、ながいも、にんにくを中心とした露地野菜栽培が行われています。

○主に生産されている農産物

水稲、ピーマン、ごぼう、ながいも、にんにく

○振興方向

水稲については、国の制度等を利用しながら、基盤整備を進め、生産を継続するとともに、現在、生産団地が形成されているピーマン、ごぼう、ながいも及びにんにくにつ

いては、生産技術の向上等により生産量の拡大を図ります。

また、高齢化に伴う労働体制の変化に対応し、重量野菜からピーマン等への移行を促進することにより、地域の実情に応じた安定的な営農体制の確立を図ります。

○振興する農産物

水稲、ピーマン、ごぼう、ながいも、にんにく
となっております。

豊崎地区では、担い手確保の課題や軽量野菜への移行促進等、様々なご意見がありました。記載内容の変更箇所としては、市川地区でご説明しましたとおりでございますが、基盤整備に関する文言を追加することとしております。

続いて、館地区についてご説明いたします。再度、資料1-2に戻りまして、17ページをご覧くださいと存じます。館地区について、(1) 関係集落は記載のとおりでございます。

(2) 農業構造の①農家数でございますが、令和2年の全体数は216戸となり、10年前の平成22年からの減少数は88戸で、約29%の減となっております。②耕地面積でございますが、畑の割合が多い地区となりますが、令和2年の全体の面積は315haとなり、10年前の平成22年からの減少面積は37haで、約11%の減となっております。

18ページ~19ページに記載の、各項目の数値につきましては、同じく省略をさせていただきまして、次に、20ページをご覧ください。地区協議会でのご意見等に基づき、(3) 立地条件及び農業生産の特色から、(6) 振興する農産物までを記載しております。こちらも、資料の1-3をもってご説明申し上げたいと存じます。資料1-3をご覧ください。3ページ、表の上段が館地区でございます。右側の第12次計画の案を読み上げさせていただきます。

○立地条件及び農業生産の特色

市の南西部に位置し、耕地面積の割合は田4割、畑6割となっております。

りんごの栽培が盛んであり、生産団地を形成している他、ミニトマトの施設野菜栽培も行われています。

東北新幹線や東北縦貫自動車道の北方延伸等により、都市的土地利用が増加しています。

○主に生産されている農産物

水稲、ミニトマト、スナップエンドウ、りんご、もも

○振興方向

水稲については、基幹作物として、国の制度を利用しながら飼料用及び主食用の生産を継続するとともに、現在、生産団地が形成されている施設ミニトマトの生産量の拡大を図ります。

りんごについては、紋羽病対策として、もも等への改植を促進し、複合的な果樹生産体制の確立を図ります。

また、施設スナップエンドウの促成栽培に取り組むとともに、引き続き露地ねぎ栽培に取り組むことにより経営の充実を図ります。

○振興する農産物

水稲、ミニトマト、スナップエンドウ、ねぎ、りんご、もも
となっております。

館地区では、野生鳥獣害対策等、様々なご意見がありましたが、記載内容の変更箇所としては、主に生産されている農産物としてスナップエンドウを追加、また、振興方向では、ミニトマトの青枯れ病対策について、接ぎ木栽培の導入が既に進んでいるため、その部分を削除、りんごの紋羽病対策としては、りんごの別の品種への切り替えではなく、もも等の別の果樹への改植を進める方向にあるため、その部分を削除しております。

続いて、是川地区についてご説明いたします。再度、資料1-2に戻りまして、21ページをご覧くださいと存じます。是川地区について、(1) 関係集落は記載のとおりでございます。(2) 農業構造の①農家数でございますが、令和2年の全体数は144戸となり、10年前の平成22年からの減少数は7戸で、約5%の減となっております。②耕地面積でございますが、畑の割合が多い地区となりますが、令和2年の全体の面積は370haとなり、10年前の平成22年からの減少面積は42haで、約10%の減となっております。

22ページ~23ページに記載の、各項目の数値につきましては、同じく省略をさせていただきます。次に、24ページをご覧ください。地区協議会でのご意見等に基づき、(3) 立地条件及び農業生産の特色から、(6) 振興する農産物までを記載しております。こちら、資料の1-3をもってご説明申し上げたいと存じます。資料1-3をご覧ください。3ページ、表の下段が是川地区でございます。右側の第12次計画の案を読み上げさせていただきます。

○立地条件及び農業生産の特色

市の南部に位置し、河川に沿って水田地帯が開けていますが、起伏が多く、耕地面積の7割が畑となっております。ねぎ、ながいもを基幹作物とした露地野菜栽培、トマト等の施設野菜栽培が行われています。

○主に生産されている農産物

水稲、ねぎ、ながいも、トマト、トルコギキョウ

○振興方向

ながいも、ねぎ等の露地野菜栽培を基幹としながら、施設の導入による施設野菜・花き栽培による複合経営を促進します。水稲については、国の制度を利用しながら生産を継続します。

また、経営規模の拡大を図る農業者については、八戸平原地区の利用を促し、経営の安定と発展を図ります。

○振興する農産物

水稲、ねぎ、ながいも、トマト、トルコギキョウ
となっております。

是川地区では、担い手確保や水田の維持等、様々なご意見がありましたが、記載内容の変更箇所としては、立地条件及び農業生産の特色について、葉たばこ栽培の農家がほぼいなく

なっている現状から、葉たばこの記載を削除、また、振興方向では、水稲について、水田の多くが中山間地にあるため、基盤整備の方向ではなく、国の中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、生産の維持・継続を図ることとし、その部分を追加しております。

続いて、大館地区についてご説明いたします。再度、資料1-2に戻りまして、25ページをご覧くださいと存じます。大館地区について、(1) 関係集落は記載のとおりでございます。(2) 農業構造の①農家数でございますが、令和2年の全体数は142戸となり、10年前の平成22年からの減少数は53戸で、約27%の減となっております。②耕地面積でございますが、畑の割合が多い地区となりますが、令和2年の全体の面積は275haとなり、10年前の平成22年からの減少面積は32haで、約10%の減となっております。

26ページ~27ページに記載の、各項目の数値につきましては、同じく省略をさせていただきまして、次に、28ページをご覧ください。地区協議会でのご意見等に基づき、(3) 立地条件及び農業生産の特色から、(6) 振興する農産物までを記載しております。

こちらにも、資料の1-3をもってご説明申し上げたいと存じます。資料1-3をご覧ください。4ページが大館地区でございます。右側の第12次計画の案を読み上げさせていただきます。

○立地条件及び農業生産の特色

市の南東部に位置し、河川に沿って水田が開けていますが、耕地面積の8割は畑となっております。水稲、露地野菜栽培を基幹とした経営が多いものの、施設花き栽培及び畜産等多様な農業生産が展開されています。しかしながら、市街地に隣接し、混住化が進んでいます。

○主に生産されている農畜産物

水稲、花き、乳牛

○振興方向

都市的土地利用との調整を長期的かつ計画的に図り、水稲については、国の制度等を利用しながら、基盤整備を進め、主食用及び加工用として生産を継続するとともに、現在、定着している花き、乳牛等の農畜産物については、省力・低コスト生産を促進します。また、水稲に関する集落営農組織が設立されており、さらなる生産面積の拡大を目指します。

○振興する農畜産物

水稲、花き、乳牛

となっております。

大館地区では、農家の所得向上や担い手確保、直売所の創設等、様々なご意見がありましたが、記載内容としては変更なしとなっております。

続いて、南浜・美保野地区についてご説明いたします。再度、資料1-2に戻りまして、29ページをご覧くださいと存じます。南浜・美保野地区について、(1) 関係集落は記載のとおりでございます。(2) 農業構造の①農家数でございますが、令和2年の全体数は

127戸となり、10年前の平成22年からの減少数は71戸で、約36%の減となっております。
②耕地面積でございますが、畑の割合が多い地区となりますが、令和2年の全体の面積は166haとなり、10年前の平成22年からの減少面積は18haで、約10%の減となっております。

30ページ～31ページに記載の、各項目の数値につきましては、同じく省略をさせていただきます。次に、32ページをご覧ください。地区協議会でのご意見等に基づき、(3)立地条件及び農業生産の特色から、(6)振興する農産物までを記載しております。こちら、資料の1-3をもってご説明申し上げたいと存じます。資料1-3をご覧ください。5ページ、表の上段が南浜・美保野地区でございます。右側の第12次計画の案を読み上げさせていただきます。

○立地条件及び農業生産の特色

市の南東部に位置し、耕地面積の割合は田3割、畑7割となっています。施設花き（花壇苗等）栽培の専業経営や水稲、露地野菜栽培の複合経営の他、大規模養豚・養鶏の産地が形成されており、県内でも有数の飼養地帯となっています。また、南浜地区には、国営八戸平原総合農地開発事業によって農地が造成されており、露地野菜栽培が行われています。

○主に生産されている農畜産物

ごぼう、じゃがいも、スイートコーン、にんじん、にんにく、ながいも、ねぎ、花き、養豚、養鶏

○振興方向

既存の生産品目については、生産技術の向上に努めるとともに、生産条件の整備を図り、高生産・高収益農業の確立を促進します。また、アスパラガスの生産について検討し、農業経営の安定に寄与すると判断された場合は、生産を促進し、経営品目の充実を図ります。

農地造成地域については、農地の流動化を促進し、経営規模の拡大による生産性の向上により、農業経営の安定を図ります。

○振興する農畜産物

アスパラガス、ごぼう、じゃがいも、スイートコーン、にんじん、にんにく、ながいも、ねぎ、花き、養豚、養鶏

となっております。

南浜・美保野地区では、野生鳥獣害対策等、様々なご意見がありましたが、記載内容としては変更なしとなっております。

続いて、旧市内についてご説明いたします。再度、資料1-2に戻りまして、33ページをご覧ください。旧市内について、(1)関係集落は記載のとおりでございます。

(2)農業構造の①農家数でございますが、令和2年の全体数は163戸となり、10年前の平成22年からの減少数は97戸で、約37%の減となっております。②耕地面積でございますが、田の割合が若干多い地区となりますが、令和2年の全体の面積は182haとなり、10

年前の平成 22 年からの減少面積は 22ha で、約 11%の減となっております。

34 ページ～35 ページに記載の、各項目の数値につきましては、同じく省略をさせていただきます。次に、36 ページをご覧ください。地区協議会でのご意見等に基づき、(3) 立地条件及び農業生産の特色から、(6) 振興する農産物までを記載しております。こちらも、資料の 1－3 をもってご説明申し上げたいと存じます。資料 1－3 をご覧ください。5 ページ、表の下段が旧市内でございます。右側の第 12 次計画の案を読み上げさせていただきます。

○立地条件及び農業生産の特色

市の中心部に位置し、耕地面積の割合は田 6 割、畑 4 割となっておりますが、大部分が市街化区域内にあり、農業への依存度は低く、露地野菜・花き栽培が点在して行われています。

○主に生産されている農産物

野菜、花き

○振興方向

都市的土地利用との調整を長期的かつ計画的に図りながら、都市緑化空間や防災空間としての役割も踏まえ、現在、定着している作物の省力・低コスト生産を促進します。

○振興する農産物

野菜、花き

となっております。

旧市内におきましても、記載内容としては変更なしとなっております。

続いて、島守地区についてご説明いたします。再度、資料 1－2 に戻りまして、37 ページをご覧ください。島守地区について、(1) 関係集落は記載のとおりでございます。(2) 農業構造の①農家数でございますが、令和 2 年の全体数は 312 戸となり、10 年前の平成 22 年からの減少数は 72 戸で、約 19%の減となっております。②耕地面積でございますが、畑の割合が多い地区となりますが、令和 2 年の全体の面積は 730ha となり、10 年前の平成 22 年からの減少面積は 81ha で、約 10%の減となっております。

38 ページ～39 ページに記載の、各項目の数値につきましては、同じく省略をさせていただきます。次に、40 ページをご覧ください。地区協議会でのご意見等に基づき、(3) 立地条件及び農業生産の特色から、(6) 振興する農産物までを記載しております。こちらも、資料の 1－3 をもってご説明申し上げたいと存じます。資料 1－3 をご覧ください。6 ページ、表の上段が島守地区でございます。右側の第 12 次計画の案を読み上げさせていただきます。

○立地条件及び農業生産の特色

市の南部、南郷地区の東部に位置し、新井田川水系流域に耕地が広がっており、耕地面積の 8 割が畑となっております。果樹と葉たばこが栽培されており、生産団地を形成しています。

○主に生産されている農畜産物

水稲、りんご、そば、葉たばこ、肉用牛、ワイン用ぶどう

○振興方向

既存産地の生産条件の整備を図り、高生産・高収益農業の確立を促進します。また、ブルーベリー等の観光農園により、他地域の住民との交流を推進し、地域振興を図ります。加えて、そばの生産については、市の制度を利用しながら継続し、地域農地の保全を促すとともに、葉たばこの生産については、作付けを維持しながら収穫量の確保に努めます。

平成 26 年度から開始したワイン用ぶどうの生産については、生産技術の向上に努め、生産量の確保を図ります。

○振興する農畜産物

水稲、りんご、肉用牛、ワイン用ぶどう

となっております。

島守地区では、そば振興の方向性や平原地区の将来展望、ワイン用ぶどうの生産振興等、様々なご意見がありました。記載内容の変更箇所としては、立地条件及び農業生産の特色について、果樹と葉たばこに関する文言を中沢地区と同じく追加するとともに、葉たばこ栽培が盛んでありという文章は現状に合わないため、栽培されておりという文言に修正しております。また、主に生産されている農産物には、ワイン用ぶどうを追加しております。

振興方向及び振興する農畜産物では、葉たばこに関するご意見が多く交わされましたが、最終的には、振興する農畜産物からは削除するものの、振興方向には、葉たばこの生産維持、需要に合わせた収量確保は引き続き必要との認識より、その部分を追加しております。

続いて、中沢地区についてご説明いたします。再度、資料 1－2 に戻りまして、41 ページをご覧ください。中沢地区について、(1) 関係集落は記載のとおりでございます。(2) 農業構造の①農家数でございますが、令和 2 年の全体数は 300 戸となり、10 年前の平成 22 年からの減少数は 77 戸で、約 20%の減となっております。②耕地面積でございますが、畑の割合が多い地区となりますが、令和 2 年の全体の面積は 926ha となり、10 年前の平成 22 年からの減少面積は 101ha で、約 10%の減となっております。

42 ページ～43 ページに記載の、各項目の数値につきましては、同じく省略をさせていただきます。次に、44 ページをご覧ください。地区協議会でのご意見等に基づき、(3) 立地条件及び農業生産の特色から、(6) 振興する農産物までを記載しております。こちらも、資料の 1－3 をもってご説明申し上げたいと存じます。資料 1－3 をご覧ください。6 ページ、表の下段が中沢地区でございます。右側の第 12 次計画の案を読み上げさせていただきます。

○立地条件及び農業生産の特色

市の南部、南郷地区の西部に位置し、耕地面積の 8 割が畑となっております。果樹と葉たばこが栽培されており、生産団地を形成しています。

○主に生産されている農産物

ながいも、葉たばこ、そば、ブルーベリー、ワイン用ぶどう

○振興方向

既存産地の生産条件の整備を図り、高生産・高収益農業の確立を促進します。また、ブルーベリー等の観光農園やグリーン・ツーリズムにより、他地域の住民との交流を推進し、地域振興を図ります。加えて、そばの生産については、市の制度を利用しながら継続し、地域農地の保全を促すとともに、葉たばこの生産については、作付けを維持しながら収穫量の確保に努めます。

平成 26 年度から開始したワイン用ぶどうの生産については、生産技術の向上に努め、生産量の確保を図ります。

○振興する農産物

ながいも、ブルーベリー、ワイン用ぶどう
となっております。

中沢地区のご意見は、先ほどの島守地区と同じ内容となっております。記載内容の変更箇所としては、島守地区と同じ修正を行っております。

以上、各地区の計画案についてのご説明でございましたが、最後、資料 1 - 4 につきましては、地区協議会における主な意見をまとめておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。各地区におけるご意見を参考にしながら、今後の農業計画の策定作業を進めて参りたいと考えております。

以上で説明を終わります。

●副会長

只今事務局から説明がありました、地区協議会の開催状況につきまして及び地区計画案についてご意見ご質問等がございましたらどうぞ。はい、お願いします。

●委員

稲作がやっぱり同規模にするのは無理ですよ。今年の状況によりますと、大暴落中ですよ。かなり米価が下がってしまっているというか、そういうふうな状況で、一つの対応策として、わかりやすく言えば飼料米、これをもう少し確立、安心して作れるような体制を作っていくのが必要ではないかなとは思ってはいるのです。県の方にもそれはお願いをして、出来るだけ飼料作物、飼料米ですか。これは何でこんなこと言うかという、国の補助が付いた時はば一つと作る。それが減らされるとやめる。そうすると、使うほうにしてみると、毎回あると限らないものですから使えない。そうすると、できたから使ってものがなかなか使えない、使えるのだったらどんどんできないと。こういう無駄なというか、ミスマッチ的なことをなくしていかなきゃならないと思うのと、やはり主食がこれだけ余ってくると言う語弊がありますけども、もう産地間競争もかなりいいやつしか高く売れないというふうな状況の中で、このへんもやはり、もう少し考えていかなきゃならないのかなという気がするのと、ちょっとでかい話をして申し訳ないのですが、今 COP26 やっていますよね。農業部門でもメタンとか二酸化炭素の減少をするような形がこれからどんどん今議論されてきている。一例をあげると牛のゲップ、メタンがやり玉にあがりつつあるのですけども、

それについてはもう早速メタンの生成にいたるのが少ないような飼料を今研究開発して、だ
いぶ進めている状況なのです。これは水田でも、例えば今言ったら出てくるわけですが、
中干しが長くやらないとメタンが増える。しかしそうすると今度は米の収量が少なくなっ
てくる。というふうなこと等も、これは直接の計画にはどうなのだと思うのですが、いづれ
やはり国なり世界のほうの方針として出てくる可能性があると思いますので、その辺のこ
とをやはりちょっと頭の隅にでも置きながら、やっていったほうがよいのではないかと
いうふうに思います。

それでもう一つある場所によっては乳牛を推奨しているところがありますね。これはもう、
かなり私が見ている分では風前の灯火みたいな形に見えるのですが、どの程度今、乳牛生
産、牛乳と言えばいいのか、乳牛の生産農家があるのですか。この頃推奨になっていると
ころがありますよね。

●事務局

美保野地区です。

●委員

そうそうそう。

●委員

美保野だと。

●事務局

地区でいいますと大館地区に一件。

●委員

一件。一件だと推奨といってもなかなか。

●事務局

ただその一件は大規模です。

●委員

もちろんわかりますけれども。そういう方々あるいは肉用牛もありますけども、クラスタ
一事業で、国の補助で随分1頭当たり20数万ですか、もう去年の分は終わりましたけども、
相当頭数が県内全部で478頭だったかな、導入が決まっているのですが、1億数千万。八
戸がどの程度か把握していますか。

●事務局

ちょっと待ってください。

●副会長

すみません、お願いします。

●事務局

八戸地区は、三戸それから八戸、両方にクラスター協議会の地域の協議会がございまして、
今現状は肉用牛だけになっています。

●委員

乳牛が全然出来ていない。

●事務局

乳牛はあんまり参加されていないですね。

●委員

もったいないですね。

●事務局

これから、今で終わるわけではないので、これから乳牛の方も、例えば八戸地区地域の協議会の中に参加していただければ、そういう事業で増頭が図られるかなというのを考えていまして。増頭の頭数としましては、八戸市全体で、すいません細かな数字は持ち合わせておりませんが、三戸・八戸両方を合わせますと、おそらく 30 頭近くは令和 2 年度で進んでいるのかなと考えていまして、また次年度に向けての取り組みが進んでいくというふうに聞いておりました。

●委員

県内で 470 何頭ですから、そうなると、割と少ないですね。

●事務局

そうですね。どうしてもなかなか良い事業なものですから、ご存じだと思いますが、すごく良い事業で国の制度ですね。全体の枠の中で出来るだけ地域に流用になるような形で配布されているというふうに向っております。

●委員

ちなみに全国で 2 万 5700 頭、九州が多いのですけど。これだけの頭数が増頭になると、いわゆる 1 頭あたり 24・25 万の補助です。青森県ももし、できれば勿体なかったなと思って、もう少し最後出来たかなと。それから、先ほど一番最初に申し上げた飼料用米、八戸各管内でだいたいどの程度の生産しているのかわかりますか。

●事務局

面積ですか。

●委員

面積でもいいし、頭数が一番いいのですが、頭数はわからないのでしょうか。

●事務局

頭数はすいません、それも今回数字を持ち合わせておりませんでした。先ほど飼料米の取り組みのお話でございますけれども、国の制度等に経営所得安定対策という制度がございます。その中の戦略作物の中で、飼料米の生産という、これで今回の場合も恒久的な制度にしようかというお話もございまして、委員のご心配のところは理解しているところだったので、そういうことでこれが今回のような事案が今後も起こる可能性もあるわけで、それで引き続き安定的な制度として運営していけるように、国のほうには現状を要望しているような動きはあります。

それでその経営所得安定対策の中で、その飼料米に関しては飼料米もそうですけど、WCS についての取り組みもございまして、本当は青森県拠点さんが詳しいと思うのですが、この中で国の交付金、それから県の支援、それから市の支援というところ、それから飼料米に関しても取り組みとかが行われているということで、年々、特に今年

度の取り組みとしては増えている、増加しているというような状況でございました。

●委員

こういう計画に直接にはならないのですが、始まる前に雑談で話した鳥獣害、獣害、それもやはり対応策も、せっかく良いものを作ってもそれが鳥獣害で被害を受けたのでは何にもならないわけですから、その辺の対応策というか、それを県との連携でやるのかその辺をきちっとしていかないと、せっかくいいものを作ってもそれが無駄になるというか残念なことになるっていうので、計画の一つではないのですが、それを守っていくような形のものも一つ考えておいていただきたいなと思っております。

●事務局

せっかくではございますので説明させていただきます。

八戸市の鳥獣被害特措法の関係で鳥獣被害対策案、鳥獣被害防止計画というのを作っているのです。29年に始まっているのですが、その中で被害対策のための自治組織っていうのを組織していました。その中で農林水産業に関する鳥獣被害に対しては、要請を受ける形で対応をしているということです。

特に最近目撃が増えているニホンジカなんかにつきましては、青森県のほうでも指定鳥獣、管理鳥獣ということに指定して、指定管理鳥獣の駆除ということで毎年三八地区と白神山地区、そちらのほうを対象に駆除を実施している。八戸市としても通常目撃情報があった所で、きちんとニホンジカだというのが、やはり何が被害を及ぼしているかというのを把握できて、獣道が出来上がっているところについては罠を仕掛けて、駆除させていただいている状況でございます。

また先月は島守地区で巻狩（まきがり）といいまして、山の中に銃を持って入って、それで捕獲作業をしたというのがあります。あまり目立たないのですが対応はさせていただいたっていうのはあります。

●副会長

ありがとうございます。米の定価の下落っていうのが大変なことで、今市川地区のなかでも飼料用米の話が出てきているようではございますけれども、やっぱり安定的に供給できなければ取引とならないのでしょうから、長期的に考えてどこか窓口になって、今本当に牧草も値段が高くなっているっていうし、他の飼料もすべて高くなって畜産農家も大変だということですので、長期的に物事を考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

そのほかにありませんか。

●委員

はい、いいですか。

●副会長

はい、お願いします。

●委員

島守地区、南郷地区の葉タバコ。今、葉タバコの廃作が相当強い形で進んでいて、今朝聞いたのですが、田子地区ではもう廃作になるのは40町歩ですか。南郷区のほうでもおよその数字は入っていましたか。

●事務局

はい。いいですか。

●副会長

はい。

●事務局

公式にはまだ聞いてはいないのですが、4割近く戸数だったり面積だったり、減りそうだという話がありました。その後についても、だいたいほとんどが作付けをまた変えるのではなく、リタイヤという人が現れています。

●委員

辞めるということですね。

●事務局

辞める。辞めない人もいますので、その時には代替作物を推奨していくような講習会等を考えてはいます。あとはあらゆる所については機構を通して貸して、というように誘導しようと考えています。

●委員

やはり、辞めるって言った人は高齢者が多いですか。

●事務局

そうです。70~80歳あたり、80はまだ高齢じゃないかもしれませんが。

●委員

いや、JAとしても、そういう情報を早く掴んで、今ポツポツと、例えば三戸地区から何をやったらいいでしょうか。今はピーマンを勧めています。初期投資が少なく済む・軽い・生産基盤、生産技術がしっかりしているのでそれを勧めています。

ただ、タバコとなると耕作組合の話になるので、JAとしてはそちらのほうには立ち入っていくわけにはいかないですから、こういう風に断片的な情報から推測しながら対応していきたいと思っています。そこらへんで連携できていければ情報の交換できれば、うちのほうとしても指導がやりやすいと思います。一つ分かり次第お願いします。

●事務局

はい。是非お願いします。

●副会長

各地区、ピーマンという作物が随分増えたと思って拝見しておりましたし、葉タバコが作付け出来なくなれば農業委員会といたしましては、耕作放棄地がでるということが大きな問題になってきますので、そういうふうな、ピーマンとかそういう作物を指導していただいたりして、いくらでも耕作放棄地が出ないような方向で協力していければいいのかなと、はい。

●事務局

さらに関連して、どんどん増やしたいというので、農業だよりの11月号にも記事として県民局さんと農協さんとバックアップしますというPR文章も掲載する予定になっていますので、合わせてお知らせします。

●委員

特にもったいないと思うのは、葉タバコの畑の地力が極めて高い。あれを放棄してやるのはもったいないし、ピーマンですと多少お年を召された方でも、結構新規でピーマンに転換する人も増えています。その辺はやはりお勉強していきながら進めていくべきでしょうねと思っています。

●副会長

特別に新しい機械が必要だということもないので、取り組みやすいのではないかと思います。

●委員

それが一番大きいです。

●事務局

前回の廃作希望があった時にも、農協さんがまず中心になって、講習会とか新規作物の取り組みということで連携してやっておりましたので、また今回もそこはお願いしてやってきたいと思います。

●委員

廃作も二次募集でしたか、やっていると聞いていました。なんとかよろしくお願ひしたいと思います。

●副会長

お互い連携を取りながら。

●事務局

農業委員会ともですね。

●副会長

はい、何とかお願ひしたいと思っております。他にありませんか。

●委員

ちょっといいですか。大変基本的なことで申し訳ないのですけれども。今、地区計画案ということでご説明頂いたのですけれども、今度の12次の農業計画を策定するにあたって、今、地区計画というものがあつたのですが、八戸市としてどういう進行の基本方針でいくのかというところが、この地区計画から積み上げて作っていくものなのか、それとも大きな視点で市のほうで作り上げて、それを地域のほうで落とし込んでいくのかという、どっちなのかなというところがちょっとわからなかったものですから、その辺の建て付けというのはどうなっているのかなと。

例えば県の計画ですと、大きい県のあるべき農業の姿という方針を決めて、それを各地域に落とし込んで、その地域の特色にあつたところでどういうふうに進めていくかというのを作っているのですが、ちょっと今の話ですと逆なのかなというような気がしたものですから、どういう建て付けなのかなという質問です。

●副会長

説明お願いします。

●事務局

地区から始まって積み上げるのと県、両方から組み立てて計画を作っています。共通の項

目とすれば大きく国の戦略、県の戦略を踏まえながら出来上がる項目もあって、その中を含むものとして地区の進行方向というのも出されているので、両方向からの組み合わせという形で出来上がっていました。

●事務局

特に作物系については当然地域間の積み上げという、全体的なものについては国等の戦略に従っての、そこから地域への落とし込みというところで、今言ったように両方の面というものがありますけれども、作物については特に地域の現状を一番に考えていきたいというところでお諮りしているところでございます。

●委員

資料2の方で基本方針の項目をあげておりますけれども、まずそこをどうリンクするのかというあたりがちょっと見えなかったものですから、ちょっと質問させていただきました。

●副会長

農家さんの声を聴きながら、ということで進めているところであります。
ほかにありませんか。ないようであれば次に進みたいと思います。

●副会長

次に、第12次八戸市農業計画（案）についての、（3）施策体系案についての説明を、事務局からお願いいたします。

●事務局

資料2をご覧ください。「第12次八戸市農業計画に関する施策体系案について」、ご説明いたします。

前回の第1回会議では、大きなタイトルとなる8項目について、ご提示をさせていただいたところでございますが、中項目も含め、比較表として資料をまとめたものでございます。表の左側が現在の第11次八戸市農業計画で、右側が第12次八戸市農業計画の案となっております。網掛け部分に変更となる箇所でございます。

まず、1の魅力ある多様な農業経営体の育成については、修正なしとし、

（1）経営感覚に優れた多様な農業経営体の育成

- ①地域農業の担い手の中心となる家族農業者の育成
- ②新規就農者の育成
- ③農業による起業者の育成
- ④他産業からの新規参入の促進

（2）集落営農及び法人化の促進

としております。

続いて、2の地域特性を生かした八戸農業の推進についても、修正なしとし、

（1）地域特性を生かした農業生産の促進

- ①水稲 ②野菜 ③果樹 ④花き ⑤畑作物・特用作物

（2）販売を基点とした農業生産の促進

としております。

続いて、3の発信型農業の促進についても、修正なしとし、

- (1)八戸農業のブランド力の創出
- (2)グリーン・ツーリズムの促進
- (3)地産地消の促進
- (4)旬産旬消の促進
- (5)食育の推進

としております。

続いて、第11次計画における4の他産業との連携による新たな価値の創出については、項目として、(1)他産業との連携による6次産業化の促進、(2)他産業との連携による域内消費の拡大がございますが、同じく第11次計画の8番に地域資源を活用した可能性の追求に

(1)食品加工業との連携がございますので、これらを他との連携関連としてまとめ、第12次計画においては、7の地域資源を活用した可能性の追求として、(1)他産業との連携促進、(2)6次産業化の促進、(3)域内消費の拡大と整理することで考えております。

続いて、第11次計画における5の持続的な農業生産環境の整備については、第12次計画においては、4番とし、

- (1)農業生産を支える基盤の管理
- (2)農地利用集積の促進
- (3)農業関係団体との連携の強化
- (4)スマート農業の推進
- (5)環境にやさしい農業の推進

と、(4)及び(5)を追加しております。

スマート農業の推進は、農業分野における技術革新が進む中、新たな技術を取り入れることで、農家負担の軽減や経営維持に図るものでございます。環境にやさしい農業の推進は、国のみどりの食料システム戦略や脱炭素の取組等に対応するものでございます。

続いて、第11次計画における6の八戸飼料穀物コンビナートや冷涼な気候を生かした畜産業の振興については、第12次計画においては、5番とし、表現を、地域特性の強みを生かした畜産業の振興に修正をいたしますが、中項目についての変更はなく、

- (1)畜産業の振興のための環境整備
- (2)耕畜連携の促進

としております。

続いて、第11次計画における7の森林環境の整備については、第12次計画においては、6番とし、中項目については修正なしといたしまして、

- (1)森林環境整備の促進
- (2)市民と森林のふれあいの場の提供
- (3)公共建築物等における木材利用の促進

としております。

続いて、第11次計画における8の地域資源を活用した可能性の追求のうち(1)については、先ほどご説明しましたとおり、第12次計画においては、7番として整理してござい

す。

第 11 次計画における 8 の地域資源を活用した可能性の追求のうち (2) グローバル化への対応については、第 12 次計画においては、新たに 8 番として大項目に上げており、中項目としましては、

(1) グローバル GAP 等認証の取得促進

(2) 海外販路拡大への支援

と設定することで考えております。

以上で説明を終わります。

●副会長

ただいま事務局から説明がありました案につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。大きな項目が並んでおりますけれども何かございませんか。

●委員

いいですか。

●副会長

はい、お願いします。

●委員

スマート農業の推進とは具体的にはどういうものをさしているのか。

●副会長

お願いします。

●事務局

体系図からいけば 4 番の持続的な農業生産環境の整備の施策ということで、こちらは労働力の不足だったり後継者不足だったりというのに対応する機械として、今流行りでいけば自動操舵のトラクターだったりコンバインだったりドローンだったり、それが導入出来ない場合もあるのでそれぞれ経営規模に応じた機械類を、情報提供していったり農業経営振興センターなど使って、データの実証をしていければというふうな方向性を考えていました。

●委員

そういうデータに補助とかそういう方面でということですか。農業にそういうのに移行する補助とか、そういうのも。

●事務局

紹介しながら、はい。国、県の補助事業のある制度も活用しながらそういう導入出来るケースについてはお知らせして、進めていくというふうな文言になると思います。

●委員

あと一つ、環境に優しい農業っていうのはどういう方面、どういう方向のことか。農薬面とかそれとも要は今の二酸化炭素とかそういう方面のほうか、どこらへんに向かっていくのか。

●事務局

大きいところでは国のみどりの食料システム戦略に従って脱炭素に繋がる取り組みということで、農薬を減らす、あとは化学肥料を減らしていくというのが環境保全型農業として推進していく方向だと思っています。以上です。

●副会長

スマート農業では、地域としては自動操舵とかってなかなか難しいでしょうけれども、ドローンは大分各地区で活躍しているということも聞いていますので、ドローンの講習や、そういうことについて進めていければいいなと思います。

環境問題というものは世界的なことですので、みんなが少しずつ気に留めて、それぞれができることをきちんとやるということですね。一人ぐらいいいやじゃなくて、一人の積み重ねが世界を救うという、大きく出ますけれどもそれくらいの気持ちでやっていかないと。それには企業の取り組みも必要だと私は思っていますけれども、まずは私たち一人一人が心がけていくということが大事なのではないかと思います。他にありませんか。

●委員

はい。

●副会長

はい、お願いします。

●委員

この度は委員としてこのような席は初めてですので、よろしくお願いいたします。

今気になったのですが、SDGsの観点から見てやはり4番、5番の問題ってというか、これに関してなんですけれども、ちょっと矛盾を感じるのですが、農地の拡大という点でも機械を入れると、脱炭素に向かって電気自動車とかそういうものを増やしていくという中で、農業機械に関しては今電気で動く機械とか、そこに向かっていくのかどうか、今大型機械とかで電気で動くものとかございますでしょうか。

●副会長

電気っていうのはなかなかないですね、例えばトラクターとか。ただ二酸化炭素とかそういうものについての基準が厳しくなっていますので。

●事務局

トラクターとか当然力がかかるものってなれば電気のみというのは難しい。性能が低燃費だったりというふうな方向で、少ない排出量で動くものはできています。あとはパネルだったり。

●委員

まさにそういうところが今課題になっていて、農業機械メーカーも電気で動かすには、今時間は短い時間でしか動かせないので、そういうことを国が今出しているのです。今年5月に策定されたみどりの食料システム戦略というのがあるのですが、まさに技術革新というか、イノベーションで2050年までの目標として、そういった環境に変えていこうということを言っていますので、そういった機械メーカーさんがそういった開発に向けて、努力していくということになっています。

●委員

ドローンを使って農薬を散布となると、八戸市ですとやはり住宅地が多いので、そのような環境問題もちょっと懸念されるかなというのが一般の市民の目線から見てそういうものが感じるものがあります。

今朝ニュースで津軽地方の竜巻情報が出されていましたが、ちょっと私の乏しい知識の中で、農地を拡大していくと平地というかそういうものが増えていくことによって、竜巻は平野部というか平地なところで起こりやすいっていうのが私の中にあるので、住宅地が近いところで農地を広げていくっていうところの課題もあるのかなというのを感じるのですけども。

●副会長

農地を拓けるというのは、山やそういうところを削るという事ではなくて、現在ある農地の、例えば田んぼ、今小さな田んぼがいくつも並んで、その地域が水田地帯になっているわけです。それがやはり高齢化が進んだり機械化が進んだりということで、その面積を大きくしましょうというのであって、基本的風景やそういうものを変えようということではないのです。

●委員

わかりました。ありがとうございます。

●副会長

やはり農家の方々も住宅が近いところでの農薬の散布とか、そういうのには本当に気を遣っていて、そうそうご迷惑になるような散布の仕方はしていないと思います。でもまた気付かれたときにはどうぞお知らせくださればと思います。

●委員

失礼がございましたら、申し訳ございません。

●委員

あと一ついいですか。ドローンについてですけども、現状、ドローンは規制が厳しくて散布する薬剤も決められていて、その安全性が強すぎてかえって手を出せないのが現状です。厳しすぎて。やるのは完全に2人体制とか、1ヶ月前にやるとか、あとは高さ規制とか色んなものがあって、薬まで飛散しないような薬と決められているのです。必ず、貼付する機械が飛ばないようにやっているから、逆に農家とすれば使いづらいです。現状厳しすぎて。制約が厳しすぎて、今かけたいと思ってもかけられない。かけたい薬はかけられない。肥料とかも決められているのです。すごい厳しくなって逆に入り込めないというのが現状です。

逆に言えばこのへんで使うのであれば本当に道楽みたいなものだと思う。若い人をつけるためにある程度やって操縦させてとか、そういう感じでやっています。何人もいないけどやはり使いづらい。導入は考えたけど、撒きたい薬が撒けないのです。本当に許可のものが少なく、粉剤なんかは一切できないし。糊というか、貼付剤が入っているやつでないともう飛ばないように。それだけ厳しいから、逆にもうちょっと使える許可がもう少し1ヶ月前に出すとか、いざやりたくてもそういうのができない。最初に色んなもので自由にやらせたので、規制がバーンとかかかってしまったので、金にかかるは、講習は受けなきゃならないは、

本当に今はドローンは逆にこの辺では使いづらい。だから、今のところは、ドローンは大丈夫です。

●副会長

多くの水稲なさっている方のアドバイスですので。

●委員

ありがとうございました。

●委員

おまけなのだけど、うちの職員が趣味でドローンを始めようかなと。市内の自動車学校で講習会をやっていて、今は多少の資格みたいなのが必要みたい。その試験が混んでいて混んでいて、何ヶ月も先で。諦めようかなと言っていた。今、大変みたい。規制が厳しくなりますよというので申し込みが殺到している。

●副会長

操作も大変だけでも、それぐらい注目も浴びているってところでもあるし、これからまだまだ開発というか、そういう余地もあるのかも知れませんね。だから、これからドローンをどういうふうにする側の問題にもなってくるのではないかなと思います。まずは今のところは、農家にすれば不便だけど安心だということです。はい。他にありませんか。

●委員

第11次の農業計画を見ていて、食品加工業との連携でちょっと思い出したのですが、3日ぐらい前に花粉症は1日で治るといって本を買ってちょっと見ました。

私は花粉症ではないのですが、色んな人が苦しんでいるからちょっと見たのですが、そしたら花粉症もアレルギーとかアトピーとか鬱とか、皆原因は一緒。腸内細菌の乱れ、それは抗生物質の投与でそれが始まる。抗生物質の投与が始まってからそうになっている。大腸の酪酸が少なくなると炎症が起きる。それが脳に起きるか、その皮膚に起きるか、血管に起きるか、それで病気がどんどん変わっているだけの話というのが一つ。その対策とすると、キク科の食品が良い。キクイモとかヤーコン、チコリの根だって。チコリというのは何だか分からないけど。一般的には、ゴボウとかネギとかタマネギとかニンニク。そういうものをいっぱい食べれば炎症はすぐ止まるって言うのです。だから、せっかく身の周りにそういう良い食品があるから、それでその花粉症とかそういう病気の人達を無くすような情報発信をしていければと私は思っているのですが、大体花粉症の人は食べないですよ、違うものばかり食べて。

●委員

花粉症にもキクイモですか。

●委員

キクイモ、ヤーコンで。

●副会長

今、キクイモがとても注目を浴びています。

●委員

ぜひやってみてください。

●事務局

キク科が良い？

●委員

そうそう、キク科が効く。

●事務局

効用を謳うと薬事法違反になっちゃうのでちょっと注意しながら。

●副会長

みなさん、健康には気を付けてもらえれば。他にありませんか。

●委員

すみません。

●副会長

はいどうぞ。

●委員

青森県が短命県と言われているので、今のお話の中に地元で食べることによって、やはり百聞は一見に如かずで、青森県はゴボウ、ニンニク、長芋など体にいいというものを生産・栽培されているのですが、先月なのですけれどもニンニクの種こぼしという農業体験とアルバイトを経験させていただきました。その中で県外のほうに出荷される、もちろん県内でも消費されているのですが、やはり県外の方が高く売れるというものがあるのか、地元で消費されるものよりも県外に流れる方が多いかなということを感じたのですけれども、地元ではどれくらい消費されているのでしょうか。

●事務局

食料自体は青森県では、自給率は120%あるので、県内では食料供給は充分満たされているというふうな水準になっています。それ以外のものは、国内に行っているというか、多様な売り先があるというのが本当ですけど。ニンニクにしても県1位だし、域内消費地産地消に繋がっていると思います。

●委員

短命県返上する部分において、何か対策というか。

●事務局

県でもたしかに色々やっていますけど、減塩とか出汁活動とか。

●委員

要はしょっぱいの食べないようにして、出汁で味をちゃんと取れるようにというものとか、さまざま県の方でもやってはいます。

●委員

いいものを作っている、そこに暮らす人たちが短命であるというのはちょっと残念のかなと。

あとは農業体験を通して感じたものが、介護の現場でも去年の今頃從事させていただいた経験があるのですけれども、脱炭素に向けてリサイクル出来るようなものを燃やしているというか、ゴミとして燃やしているのは問題だなと思ったものがありました。ニンニクの薄皮な

のですけども、種こぼしをする時に薄皮が出るのですが、ゴミとして焼却しているという事を知りました。あれを粉碎などして何か堆肥とかにできないものかなとか、感じました。

あと県内は老人ホームが多い県というか、全国的にも青森県は老人ホームが多いのかなと思っているのですけども、おむつがごみとして出されている、申し訳ございません、農業の話なのですけれども。やはり八戸市としても青森県としても、SDGs をこれから抜きにしては語れないと思うので、ちょっとおむつのことに関してなんですけども、おむつの量がすごい数で私もちょっとびっくりしたのですけれども、おむつを使用しなくてもいいように、健康で自分の足で立つということが大事だなと思って。私はこれが本当に農業を通して人を幸せにできるし、健康にできるなって感じました。どうして農業をやめなければいけないのか、どうして農業を離れなければいけないのかっていう、一人一人の言葉に寄り添う必要があるのかなっていう風に感じました。

例えば高齢者でご主人様が免許を返納しました。そうすると一緒に車に乗っていていた奥様も一緒に農業をやめなければならない。そうするとこれから家にいるのですか、と私は直接聞いたのですけれども、家にいると。免許を手放したことで、農業を離れる方もいらっしゃるといふ現実があります。家にいますとおっしゃるので、家にいるとやはり認知症、特にコロナのこともあって外に出てもあんまりコミュニケーションも図れない。そうするとそこにサポートする仕組みが必要だなって思いました。

老人ホームの話をしていただいたのは、家にいて籠ってしまうと家族の方々が心配して、じゃあデイサービスに行ったら、ショートステイに行ってみたら、と、老人ホームにお世話になることにも繋がるっていうふうに、現実を目の当たりにしてきたので。健康な体なのですけども、農業をやめなければならないという現実があるので、それをやはり問題はわかっているんで、解決の糸口はあると思うのです。

行政の力もやはりここは必要で、住民一人一人の問題でもあるのですけども、その畑に行くシステムというか、なにかそういうものを作れないのかなっていうのはあります。そうすることによって、農地も手放さなくてもいい、また、皆がそこに行って、私も小さいときそうだったのですけれども、やはり親戚みんなが集まってワイワイやって、楽しい記憶があります。虫が嫌いだって言って農業を避けてきましたけども、ああ農業って、自然って人を癒すっていうのもわかりました。

何が言いたいかっていうと、寝たきりになるっていうのは、本当に一か月かそこらでも筋力が弱ってしまうのです。コミュニケーションも取れないってなると、ご飯食べるとすぐにお部屋に戻って、そしてテレビを見ているのももう飽きた、起きているのも辛いから、お部屋にあるベッドに横たわる。そうすると筋力が弱ります。それでもう寝たきり、筋力が弱って転びましたとなると寝たきりになって、そうするとおむつのお世話になることも増えていくという方が多くなる。これはどこかで断ち切らないといけないなと思います。

●副会長

そういう風に、自分の体と相談しながら、お互いが助け合っていける、寄り添っていける、農業にも寄り添う、農業はまたそういう第一線を退いた方々と寄り添う、お互いがやはり助け合って生きていくっていうことは、本当にこれから大事なことになるのではないかなと思

います。農家はどうしても人手不足ですので、そこは本当に多くの方の手があるっていうことはとても助かることなので、何かそういうものと繋げていける方法があれば、また皆で考えていければいいのではないかなと思います。お互い助け合って、生きていけるように、地産地消は本当に健康に一番いいと思っている。そういうことでよろしいですかね。

●委員

今、寝たきりとかおむつの話がでましたが、私がフェイスブックで見えたら、ワクチン流スクワットっていうのをやっている方がいるんですね。その元々障がい者施設であって古武術で体の使い方を学んでいって、それを寝たきりの人にも試してやらせていて、それで100以上の施設を指導して、寝たきり0にしておむつ0にしたって、まだ確認してないんですけど、そういう人もいます。それで、老人ホームをやっている知り合いに言ったとき誰も調べないですね。少し調べてくれればいいのですが。

●副会長

それって農業とどう結び付けられればいいのでしょうか。

●委員

それを私もやっていたのだけど。皆にやれって言ってもなかなかやってくれないのだけれども。

●副会長

まあそういうふうには農業は食ですので、健康と本当に直接関わりがいろいろありますので、そこはみんなで行政がどうのこうのじゃなくって、みんなが隣同士、お向かいさん同士、知り合い同士、声を掛け合って、そういうふうにしていければいいのではないかなと思います。

じゃあ次にいってもよろしいですか。

●副会長

次に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想についての説明を、事務局からお願いいたします。

●事務局

はい。資料3をご覧ください。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について」、ご説明いたします。

まず、1の経緯でございます。農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その目標の明確化を図り、目標設定の基本となる考え方、地域において育成すべき農業経営の規模、生産方式、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの指標、農用地利用集積の目標を定め、実現のための施策、措置を定めたものでございまして、この基本構想に沿って農業経営改善計画（認定農業者）の認定、農地利用集積計画（農地の貸借）の策定等を行っております。また、この基本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条第3項において、県が農業経営基盤強化促進法に基づき作成する「基本方針」に則することが定められておりますが、令和3年3月に県が「基本方針」を変更したことから、当市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」をそれに則した形へと変更を行うものでございます。

次に2の今後のスケジュールでございますが、本年9月～11月に関係団体と内容について検討を行い、その後、令和4年1月までに農業委員会及び農業協同組合の意見聴取、2月～3月に県知事との協議・同意を得て、4月に公告を行うこととなっており、今年度内の策定作業が必要となっております。

次に3の経営体の経営目標等の変更についてでございます。今回の県の「基本方針」の変更では、他産業従事者の生涯所得の上昇等を理由に、経営体の経営目標が変更となっておりますことから、市においても、目標値の変更と、併せて営農類型の変更を行うものでございます。

まず(1)経営体の経営目標でございますが、所得目標は、主たる従事者の所得が30万円の増で430万円程度、世帯当たりの年間農業所得が40万円の増で570万円程度に変更することとしております。新規就農者については、その半分程度を設定することになりますが、主たる従事者の所得が20万円の増で220万円程度、世帯当たりの年間農業所得が35万円の増で290万円程度に変更することとしております。労働時間については、1人当たり2,000時間程度で変更ごまません。

続いて、2ページをご覧ください。(2)農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標でございます。1の水稲+施設野菜のいちご+大豆は、市川地区を想定したもので、所得目標が増えたことに伴い、収益が高いいちごの面積を0.1ha増やし、0.3haと変更しております。経営面積計は1.5haとなります。2の水稲+施設野菜のミニトマト+果樹のりんごは、館地区を想定したもので、同様に所得目標が増えたことに伴い、収益が高いミニトマトの面積を0.05ha増やし、0.2haとし、また、りんごのうち、収益の多いふじの面積を0.1ha増やし、0.3haと変更しております。経営面積計は1.2haとなります。3の水稲+露地野菜のながいも、にんにく、ピーマンは、上長地区・豊崎地区を想定したもので、同様に所得目標が増えたことに伴い、機械化による面積増加が見込めるものとして、にんにくの面積を0.25ha増やし、0.6haと変更しております。経営面積計は2.45haとなります。

次に、(3)新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標でございますが、所得目標が半分程度となっておりますので、その目標数値に合わせ、上の表の面積の5割程度としております。

以上で説明を終わります。

●副会長

ただいま、事務局から説明がありました、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。ありませんか。ないようであれば、ただいま委員の皆様からございましたご意見等を踏まえ、進めていただきたいと思います。

●副会長

次に、その他になりますが、はじめに事務局から、令和3年度八戸市総合農政審議会の開催日程について説明をお願いします。

●事務局

はい。資料4をご覧ください。「令和3年度八戸市総合農政審議会開催日程」について、ご説明いたします。

本日が第2回目の会議でございますが、次回の第3回目は、令和4年2月1日15時から八戸市庁において開催することとし、第12次八戸市農業計画案の諮問をさせていただきたいと考えております。第4回目は、令和4年3月22日14時から八戸市庁において開催し、第12次八戸市農業計画案の答申についてご審議をいただきたいと思いますと考えております。

委員の皆様には、日程の確保のほうをよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

●副会長

はい。日程について何かございますか。よろしいですか。

●委員

お願いがあるのですが、次で諮問になるわけですよね。その諮問の時におそらく、この資料2で説明した施策体系の具体的な方向性、具体的なものの記載が出てくるのかなというふうに思っているのですが、それを議論するにあたって、第11次の農業計画で、こういうものを掲げたと思いますが、全部ではなくていいのですけれども、その計画に対して現時点でどうなのかなというあたりを簡単でもいいですので、ご紹介いただければ次の第12次の具体的な方向性がより皆様の方にわかりやすくなるかなというふうな気がしたものですから。簡単でもいいのですけれども、第11次の検証と言いますか、どうなったのか。実際、第11次の計画を立てて5年間、施策を進めてきたわけですよね。それがどういうふうに変ったのかなというあたりをご紹介いただければ、より議論が進むのかなと思っています。

●事務局

第11次の計画の進捗状況とか中間の状況は、第12次の案を作る時にまた個別に説明をする予定はありますので、2月の前にその時にまたご説明できるかと思っています。

●委員

個別にというのは各委員にということですね。

●事務局

そうです。資料の送付をする前にしていきたいと思っていました。

●副会長

そういう計画になっているそうですので、その時には皆さんよろしく願いいたします。その他ありますか。

●委員

その他でいいですか。

●副会長

はい。

●委員

この前の会議の時に気が付いたのですが、全員、認定農業者とか若い人たちが皆一人だったんですね。奥さんがいない。

●副会長

はい。

●委員

要は、そこら辺をどこか農業委員会のほうでそういう場を作ってもらえないですか。若い連中のと。

●副会長

今県の取り組みとして、県にありますよね。

●委員

全体ですけども、農業者独自っていうのは県の方でも地域としてはやってはいないですけどね。

●委員

直接、ある人から頼まれたのです。なんとかしてくれって。

●副会長

農協さんも、色々取り組みなさっていて。

●委員

目に見えて分かるようにもう少し宣伝とかして。逆に農家さんのお嫁さんでない方が逆にいいかも。全く知らない嫁じゃない方が逆に農家はいいかも。

●委員

県のほうでもサポートサイトとか色々とホームページにも載っています。そういったところで参加されるといいのかなと。

●委員

農業が忙しすぎてね、出会う場がない。誰か見つけてくれって昨日頼まれたんだ。だから、そういう場を増やしてくれれば、飲み屋さんに行けばすぐあるらしいけども。ところが働くとなると、なかなかね。もうそうしているうちにどんどん歳がいつてしまうから余計出会えなくなってしまうから、ある程度この前も気が付いたのだけど、副会長と話したのだけど、なんとかしてあげないと。これから先、先に結婚させてから農業に入ってくるようにしてもらわないと。

●副会長

皆さんまず声掛けをして、奥様のほうが色々にご近所お付き合いがあったりあると思いますので、どうぞお帰りにになりましたら、奥様にも一言、紹介出来る方がいらっしゃらないかと話しかけてもらえれば助かります。他にありませんか。

●委員

はい、すみません何度も失礼いたします。農業の所得が少ないっていうのは私も知り合いの方から伺っていました。農業って汚いとか辛いものだという、農業っていうとそれがつい

て回っているのですが、農業は楽しい面もあると思うので、楽しい面をアピールしていいかがでしょうか。

例えば、私事ではありますけども、先日サツマイモを今年初めて植えてみました。サツマイモの畑で焼き芋を焼いて、叔母たちに食べさせたら楽しいねっていう、辛いことばかりじゃなくて楽しんでもらうっていうのを、農業離れっていうのは子供の時から畑とか田んぼとか、そういう農業に子どもの時から触れ合うという機会を、コロナが終わったあとの教育の場に農業に触れ合うっていうものを盛り込んでいいかがでしょうか。

私もそうなのですが、親を誘っても田んぼに行かなきゃいけないとか、私は父親の代まで兼業農家でしたので、親を誘っても農業のほうを優先して、天気もあるので、誘ってもいかないっていうところがあるので、農業農業って苦しいところだけではなくてレクリエーションじゃないのですけれども、そういったらお叱りを受けるかもしれないのですが。

●事務局

そういった点で、農業経営振興センターでは、市民農園というのも提供しておりますし、そのほかにも、農業体験ということでサツマイモの収穫とか、幼稚園対象に募って、希望ございませんかということで、招待しながら実際にやっていただきながら体験してもらうというところもやっておりますので、今後も継続してやっていきたいなと思ってございました。

●委員

そこまで行かなくても空いている農地とかを利用することも考えられるかなと思うのですが。

●委員

一般の人が使うのと農業用として使うのと、考え方がちょっと難しいところがありますので、今はセンターとかそういった施設で提供しているというところでご理解いただきたいなと思います。

●副会長

私たち、明るく楽しい高収入の農業を目指しておりますので、頑張りたいと思っております。

ではこれを持ちまして審議会を終了したいと思います。委員の皆様から頂きましたご意見を今後とも大いに参考にしながら、また今後とも皆様のご協力を賜ることになると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

●司会

皆様お疲れ様でした。以上を持ちまして、八戸市総合農政審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

委員の皆様からお預かりしていました駐車券の割引処理が済んでおりますので、お帰りの際は忘れずにお受け取りください。